

つくばみらい市土砂等の埋立て等の 規制に関する条例

解説

市民経済部生活環境課

条例制定の経過

1 背景等

盛土等の事業に係る許可については、事業そのものを規制する法律が無いため、各地方自治体が独自に条例を制定するなどにより対応しているのが実情である。

本市では、「つくばみらい市環境保全条例」(平成18年施行)が制定されていたものの、ここ数年で、数か所の盛土がなされ、自然環境や生活環境への多大な影響が危惧されている。

また、違法なため是正指導が必要になるなど、不適切な案件も多く、盛土等の事業が適正に施行されるよう、規制・制限・指導・監督を強化する必要がある。

2 現況

現在の盛土等の事業については、事業面積5,000平方メートル未満が市条例、5,000平方メートル以上が県条例(「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」)に基づく許可により事業が実施されている。

許可に当たっては、平成18年に策定した「つくばみらい市環境保全条例」に基づき、指導を行っているが、思うような対策ができない状況である。

3 目的

盛土等の事業が、適正に施行されるよう、一定の抑止効果を上げるような事前協議の内容を条例に盛り込むことにより、本市が全ての事業について、許可前から許可後の完了まで総合的に関わりが持てる条例とした。

本市の実情に即した独自の条例施行をすることにより、指導内容を条例に規定することによる許認可の一元化、事業期間(変更期間)や面積の拡大制限、土地所有者の責務・義務の明確化、罰則規定の強化などを規定した条例を制定するものである。

解釈及び運用

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者、土地の所有者等の責務を明らかにするとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を定め、もって良好な自然環境及び生活環境の保全に資することを目的とする。

本市における盛土等の行為は、窪地となっている田を埋め立てる行為が多いため、条例名称を「つくばみらい市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」とした。

第1条は条例の制定趣旨及び目的を明らかにするものである。

本条例は、現行の環境保全条例による規制の対象となっている土地の埋立て等について、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とするものである。

第1条で使用する用語の意味は次のとおりである。

- 土壌の汚染…土壌が、規則で定める安全基準に適合しないこと。
- 災害の発生…土砂等の崩落、飛散又は流出等の発生
- 自然環境…人間や生物を取り巻き、その生存や行動などに密接な関連を持つ、土地・大気・水・生物などからなる自然界の状況(広辞苑)
- 生活環境…人間の日常生活に影響する、自然・人事などを含む周囲の状況(広辞苑)
- 生活環境の保全に資する…「資する」は、「助けとなる。役立つ」(広辞苑)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除き、一時堆積を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 土地の埋立て等に供する土地の区域（搬入路を含む。）をいう。
- (4) 一時堆積 他の場所への搬出を目的とする土砂等の一時的な堆積をいう。
- (5) 搬入土量 事業区域に搬入する土砂等の量をいう。
- (6) 事業主 土地の埋立て等の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。
- (7) 事業施工者 土地の埋立て等の請負人（当該事業の下請負人を含む。）をいう。
- (8) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者、占有者及び管理者
 - イ 事業区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する土地の所有者、占有者及び管理者並びに当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。）の代表者

第2条は、この条例の中心的意義を有する用語について定義したものである。

- (1) 土砂等 土砂等の定義は以下のとおり。
 - 「土砂」…土と砂であり、土とは、地殻の最上層(地殻表面の母岩が風化、崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したもの。)、砂とは、細い岩石の粒の集合(主に各種鉱物の粒子から成り、通常、径2mm以下、16分の1mm以上の粒子をいう。)(広辞苑)
 - 「岩石」…岩や石で地殻やマントルを構成する物質。通常、数種の鉱物の集合体でガラス質物質を含むこともある。成因上、火成岩・堆積岩・変成岩に三分される。(広辞苑)
 - 「廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物」…ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう。工作物の除去に伴い発生した

コンクリートがらなどは産業廃棄物となる。

(2) 土地の埋立て等

「埋立て」…埋め立てること。(広辞苑)

「盛土」…地面の上に更に土を盛って高くすること。また、その盛った土。(広辞苑)

「堆積」…うず高く積むこと。積み重ねること。(広辞苑)

(3) 事業区域 土砂等で直接埋め立てる土地の区域を言う。周辺に設置される搬入路、土砂等の発生元から事業区域までの間の通行に使用する国道、県道及び市道等の公道は、これを事業区域に含まない。

(4) 一時堆積事業 土砂等の仮置き又は土の販売等を目的に一時的に土砂等のたい積を行う事業

(5) 搬入土量 定期的な報告が義務付けられる。

(6) 事業主 事業主の対象としては次の場合が考えられる。

- ・土地の所有者が事業主となり、事業施工者(請負人)に土地の埋立て等を行わせる場合
- ・業者(又は個人)が土地を借りて自ら土地の埋立て等を行う場合
- ・業者(又は個人)が土地を借りて事業施工者(請負人)に土地の埋立て等を行わせる場合

(7) 事業施工者 「土地の埋立て等の請負人」とは、事業の発注者から、直接その事業の施工を請け負った業者を指すものである。従って、発注者が複数の業者と契約を結ぶ共同企業体の場合は、共同企業体の構成員すべてが土地の埋立て等の請負人となる。

(8) 近隣住民等 土地の埋立て等の計画に対して、説明会等の対象となる者を定義している。ア及びイのいずれも土地の埋立て等により、直接影響を受ける関係者である。

(市の責務)

第3条 市は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

市の責務規定として、この条例の目的である「土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全」を図るため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとした。

(事業主及び事業施工者の責務)

第4条 事業主及び事業施工者は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主及び事業施工者は、土地の埋立て等に伴い、苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

事業主及び事業施工者の基本的な責務を規定したものである。

「土壌の汚染防止」とは、土地の埋立て等に当たり、汚染された土砂等の搬入を防止すること等である。

「災害の発生防止」とは、土砂等の崩落及び事業区域外への土砂等の流出等を防止するために、

完了までの間、通年して事業区域を管理することである。また、完了後、粉じんの飛散や土砂等の流出等を防止するため、芝の埋め込みや植栽などを行うこと等である。

「自然環境を保全するための必要な措置」とは、事前調査などを行い、水域、樹木、地下水などに損失を与え、又はその機能を阻害することのないような適切な措置を指す。

「生活環境を保全するための必要な措置」とは、土地の埋立て等に当たり、騒音、振動、粉じんなどの防止対策や作業時間の遵守等の措置を指す。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う事業主及び事業施工者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

土砂等を発生させる者の基本的な責務を規定したものである。

(土地所有者の責務)

第6条 事業者に対して土地を提供した土地の所有者は、当該土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理しなければならない。

土地を使用することに同意した土地の所有者の責任と義務を定めたものである。

第38条に土地所有者の義務、第39条に土地所有者に対する措置命令等を規定している。

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止)

第7条 何人も、規則で定める安全基準（以下「安全基準」という。）に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行い、又は行わせてはならない。

本条例は、第1条の目的において土壌の汚染を未然に防止することを目的の一つとしている。

(財産権の尊重)

第8条 市長は、この条例を適用するに当たっては、事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者並びに事業主の所有権その他の財産権を尊重するよう留意しなければならない。

本条例は、土地の利用形態を規制することとなるため、市長が行う許可、処分に際しての基本的な義務を定めたものである。

第2章 土地の埋立て等の許可等

(土地の埋立て等の許可)

第9条 事業主は、土地の埋立て等を行おうとする場合において、当該土地の埋立て等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が500平方メートル以上5,000平方メートル未満となるとき（事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接し、又

は近接する土地において、当該土地の埋立て等に着手する日前1年以内に当該事業と同一とみなされる土地の埋立て等（以下この号において「他の土地の埋立て等」という。）を行ったとき、又は現に行っているときは、当該事業区域と既に行った、又は現に行っている他の土地の埋立て等の事業区域の面積とを合算して500平方メートル以上となるものを含む。）。

(2) 搬入土量が500立方メートル以上となるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、土地の埋立て等の許可を受けることを要しない。

(1) 当該事業区域内において採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等のみを用いて行う土地の埋立て等

(3) 法令（茨城県の条例を含む。）の規定による許可、認可等を受けて行う土地の埋立て等のうち規則で定めるものであって、あらかじめ市長に届け出たもの

(4) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(5) 災害復旧のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

土地の埋立て等が許可を要する行為であることを示す規定であり、許可の対象となる土地の埋立て等の範囲を定めたものである。

事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、その区域に隣接又は近接し、1年以内に事業が施工され、又は施工中の場合は、その区域を一団とみなし、合計した面積が500平方メートル以上となる場合は許可の対象とした。

なお、「近接する土地」とは、事業区域と50メートルに満たない距離で接しているものをいう。

さらに、土地の埋立て等の高さが1メートル以上となり、かつ、搬入土量が500立方メートル以上となるものを許可の対象とした。

第2項以下は、許可を受けて条例により基準を守るのではなく、当然、関係法令を遵守し、環境の保全に配慮し事業を行っているため、適用除外としたものである。

「規則で定める者」とは以下のとおりである。

東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、自動車安全運転センター、日本郵政公社、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、地方住宅供給公社法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社法に基づき設立された地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により設立された土地開発公社、土地改良法第10条第1項の規定により認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可を受けた土地改良区連合、土地区画整理法第14条第1項の規定により認可を受けた土地区画整理組合、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び私立学校法人法第3条に規定される私立学校法人で、所轄庁の認可を受け学校建設の許可を受けているもの、国又は地方公共団体がその基本財産たる財産の全部若しくは一部を拠出している法人又はその資本金その他これに準ずるものを出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認定

したもの、とする。

第2項第5号の災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等については、許可を受けている時間的余裕もない緊急的な措置を適用除外とするものである。

(事前協議)

第10条 前条第1項の許可を申請しようとする事業主（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を市長に提出し、当該土地の埋立て等の計画について協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議を行ったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により協議書の提出を受けた場合において、市長は、規則に定める事項に適合しているかを確認し、その結果を確認書により申請予定者に通知するものとする。

第10条から第12条までは、事前協議に係る規定を条例化したもので、許可申請の手続きの前に市長との協議を義務付けたことにより、計画段階から市長との協議及び確認書の交付等を規定している。

協議書には次の図書の添付が必要である。

- (1) 事業区域の位置を示す図面
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する図面又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 法人の登記事項証明書（申請予定者が個人であるときは、住民票の写し）及び印鑑登録証明書
- (5) 申請予定者と事業施工者との土地の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（申請予定者自ら土地の埋立て等を行う場合を除く。）
- (6) 事業区域に係る土地の境界確定図
- (7) 土砂等の搬出入経路図
- (8) 土地の埋立て等全体に係る作業工程表
- (9) 擁壁等工作物の平面図及び構造図
- (10) 土地の埋立て等が完了した後の土地利用計画図
- (11) 現況平面図及び現況縦横断面図及び面積計算書
- (12) 計画平面図及び計画縦横断面図及び雨水排水計画図
- (13) 規則第8条第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の規定による許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類の主なものに近隣住民及び土地の所有者の同意などがある。

(説明会等)

第11条 申請予定者は、近隣住民等その他市長が必要と認める者に対し、土地の埋立て等の計画の内容について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難しいときは、戸別訪問の方法により説明することができる。

2 前項に規定する説明会等は、第9条第1項の許可の申請をしようとする日の30日前までに行わなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定による説明会等を行ったときは、速やかにその説明会等の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

土地の埋立て等の事業実施に当たり、近隣住民等への説明は最重要ポイントのため説明は許可申請の30日前に行うことを義務付け、許可申請手続きを行う際の必須項目として規定したものである。

原則は住民説明会を開催するものとし、適当な会場がない場合や説明会の開催を呼びかけているにもかかわらず自治会が応じない場合など、説明会の開催により難しいときは戸別訪問の方法により説明することができることとした。

第3項の規則で定める事項は以下のとおりである。

- (1) 開催（説明）日時
- (2) 開催（説明）場所
- (3) 出席者（戸別訪問により説明を受けた者）の氏名及び住所
- (4) 質疑応答の内容
- (5) 説明資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（協定）

第12条 申請予定者は、事業区域の周辺地域の良好な自然環境及び生活環境の保全について、市長が必要と認める自治会と協定を締結するよう努めなければならない。

土地の埋立て等の事業実施に当たり、事業区域周辺の自然環境及び生活環境への影響を考慮し、申請予定者と市長が必要と認める自治会との協定締結について規定したものである。

土砂等の搬入日や搬入時間帯の制限等の内容を記載した協定を締結することとなる。

（土地所有者等の同意）

第13条 申請予定者は、あらかじめ事業区域内の土地の所有者、占有者及び管理者に対し、次条第1項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

この規定による同意は、土地の所有者だけでなく、占有者又は管理者も含まれる。

これは、土地の埋立て等の行為を行う場合、土地の所有者の同意はもちろんのこと、事実上、その土地の占有者又は管理者の同意も必要なためである。なお、耕作者も含まれる。

（許可申請の手続）

第14条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、第10条第3項の規定による確認書の通知を受けた日から起算して1年以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を市長

に提出しなければならない。

- (1) 事業主及び事業施工者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 事業区域の位置
- (4) 事業区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止並びに自然環境及び生活環境の保全に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、事業区域の位置を示す図面、事業区域の求積図、土地の登記事項証明書その他規則で定める書類を添付しなければならない。

土地の埋立て等の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならないとするものである。

土地の埋立て等許可申請書には、次の図書の添付が必要である。

- (1) 事業区域の位置を示す図面
- (2) 事業区域に係る土地の登記事項証明書
- (3) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する図面又は同条第4項に規定する図面の写し
- (4) 法人の登記事項証明書（申請予定者が個人であるときは、住民票の写し）及び印鑑登録証明書
- (5) 申請者と事業施工者との土地の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（申請者自ら土地の埋立て等を行う場合を除く。）
- (6) 施工管理者の住民票の写し
- (7) 土地所有者等の土地の埋立て等土地使用同意書（土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類）
- (8) 土地所有者等の印鑑登録証明書（土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類）
- (9) 事業区域に係る土地の境界確定図
- (10) 土砂等の搬出入経路図
- (11) 土地の埋立て等全体に係る作業工程表
- (12) 擁壁等工作物の平面図及び構造図
- (13) 土地の埋立て等が完了した後の土地利用計画図
- (14) 現況平面図及び現況縦横断面図及び面積計算書

- (15) 計画平面図及び計画縦横断面図及び雨水排水計画図
- (16) 規則第8条第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の規定による許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類
- (17) 森林法第10条の2第1項若しくは農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可書の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を行った旨を証する書類の写し
- (18) 土地の埋立て等の概要についての周知状況を示す書類
- (19) 土地の埋立て等の施工の手順を明らかにした書類
- (20) 土砂等搬出入車両一覧届出書
- (21) 事前協議確認書の写し
- (22) 事業区域の境界線から水平距離で100m以内の土地の所有者及び居住者の同意書（様式第10号）
- (23) 土砂発生・処理フローシート（様式第11号）
- (24) 誓約書（様式第12号）
- (25) その他市長が必要と認めるもの

（申請の制限）

第15条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、土地の埋立て等を行う期間について1年を超えて申請をすることができない。

2 第9条第1項の許可を受けようとする事業主は、第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は第37条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

土砂等の埋立て等を行う期間について、財産権の問題や近隣住民等に対する自然環境及び生活環境への影響を考慮すると1年という期間が許容限度と考えられる。

第2項は、この条例の許可を過去に受けて、措置命令を受けたにもかかわらず、その措置を完了していない場合は、申請することができないと規定したものである。もちろん措置を完了して、その結果を市長が認めれば、新たに申請することができることになる。

（許可の基準）

第16条 市長は、第14条第1項の規定による申請（一時堆積に係るものを除く。）があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項若しくは農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可を必要とするときは、それぞれの許可を受けていること又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定に基づく届出をしていること。

(2) 第9条第1項の許可の申請があった日から起算して6月以内に土地の埋立て等に

着手する計画となっていること。

(3) 事業区域及びその周辺地域に、いっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等が発生しないよう必要な措置を講じる計画となっていること。

(4) 事業区域及びその周辺地域における自然環境を保全するため、必要な措置を講じる計画となっていること。

(5) 事業区域及びその周辺地域における生活環境を保全するため、土地の埋立て等に伴い発生する騒音、振動、粉じん等による環境の悪化の防止について必要な措置を講じる計画となっていること。

(6) 土地の埋立て等に伴う事故の防止について必要な措置を講じる計画となっていること。

(7) 第13条の同意を得ていること。

2 市長は、第14条第1項の規定による申請（一時堆積に係るものに限る。）があった場合において、土地の埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置を講じる計画となっていること及び前項第1号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第1項第3号から第6号までの基準に適合しているか判断するために必要な事項は、規則で定める。

本条は土地の埋立て等の許可の基準を定めたものである。具体的な基準は、規則の別表第3において一般的事項、技術的事項として定めた。

森林法では、1ヘクタール以上の土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は法の許可対象となるため、法の許可を本条例の許可基準とした。

許可の申請があった日から起算して6月以内に着手する計画になっていることとは、いたずらに事業着手を先に延ばすことを防止するためである。

また、一時堆積事業の許可基準は、土地の埋立て等の構造が、規則の別表第3の一般的事項及び技術的事項に適合していること等を定めた。

(許可の条件)

第17条 市長は、第9条第1項の許可をするに当たり、この条例の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 前項の条件は、第9条第1項の許可を受けようとする事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

本条においては土地の埋立て等の許可に際して必要な条件を付することができることとした。

土地の埋立て等の行われる土地の形状、地盤の状況、周辺の環境、事業期間などを考慮し、一般的な許可基準の適用では、条例の目的を達成することができないと判断されるときには、必要な条件を付することができるとする規定である。

(許可等の通知)

第18条 市長は、第14条第1項の規定による申請があった場合において、第16条に規

定する基準に適合していると認めて許可をするときは許可書を当該申請した事業主に交付し、許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請した事業主に通知するものとする。

許可書は「土地の埋立て等(変更)許可書」とし、不許可の決定の通知は「土地の埋立て等(変更)不許可決定通知書」により行うものとする。

(名義貸しの禁止)

第19条 第9条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって他人に事業を行わせてはならない。

第9条の許可の基準、第26条の変更の許可及び届出、第27条譲受けの許可を受けた者の名義は他人に使わせてはならないことを規定している。

(土砂等の搬入の届出)

第20条 土地の埋立て等の許可を受けた事業主（以下「許可事業主」という。）は、当該許可に係る事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が安全基準に適合していることを証する書面の添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生した土砂等であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めるとき。

許可事業主は、事業区域内に土砂等を搬入しようとする場合、搬入する土砂等の発生場所ごとに、発生場所又は採取場所を証する書面及び搬入する土砂等が安全基準に適合していることを証する書面を添付して市長に届け出なければならないとする規定である。

(搬入土量の報告)

第21条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、搬入土量を市長に報告しなければならない。

定期的な搬入土量の報告は、土地の埋立て等を開始した日から3月ごとに行わなければならないとする規定である。

(土壌検査等の報告)

第22条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、事業区域の土壌検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、市長が検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

定期的な土壌検査の報告は、土地の埋立て等を開始した日から3月ごとに、市長の指定する職員の上、行わなければならないとする規定である。

なお、小規模埋立て等である場合は、主に個人の土地利用として行われるケースが多いため、市長が検査を行う必要がないと認めるものは適用除外とした。

(標識の設置等)

第23条 許可事業主は、土地の埋立て等を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

2 許可事業主は、事業区域と事業区域以外との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

近隣住民等の不安を解消するとともに、周知を図るために、許可の内容を明示した標識を設置することを義務付けるものである。

標識は、土地の埋立て等の許可後、事業区域内の出入口や道路に面した場所等、公衆の目の付きやすい場所に土地の埋立て等に着手する前までに設置しなければならない。

標識の内容は、許可年月日及び許可番号、土地の埋立て等の目的、事業区域の位置及び面積、土地の埋めて等を用いる土砂等の発生場所及び予定数量、事業主及び事業施工者の住所・氏名及び電話番号、施工管理者の氏名及び電話番号、事業期間、設置者の連絡先等とする。

第2項は、事業区域の境界を明らかにすることで、適正に土砂等が処理されていることなどを確認するために色を付けた木杭等で表示することを義務付けるものである。

第24条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

記載すべき事項は規則に定めている下記の項目とする。

- (1) 土地の埋立て等の許可事業主の氏名又は名称
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 土地の埋立て等を用いる土砂等の搬入出時刻、搬入出車両の登録番号、搬入出業者の名称、運転者氏名、数量及び土砂等の積込み場所又は搬出場所
- (5) 土地の埋立て等の施工作業の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、土地の埋立て等の施工に必要な事項

(書類の備付け及び閲覧)

第25条 許可事業主は、当該許可に係る第14条第1項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

規則で定める書類は下記の項目とする。

- (1) 条例第20条の規定により市長に提出した届出書の写し
- (2) 条例第22条の規定により市長に提出した報告書の写し
- (3) 条例第26条第2項及び第3項の規定により市長に提出した変更許可申請

書又は届出書の写し

(4) 条例第30条の規定により市長に提出した届出書の写し

(変更の許可又は届出)

第26条 許可事業主は、第14条第1項第2号、第4号（災害その他事業主又は事業施工者の責によらない理由がある場合に限る。）、第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第10条第1項及び第11条から第13条までに定める手続を行わなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 許可事業主は、第14条第1項第1号又は第9号から第11号までに掲げる事項を変更したときは、その変更の日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定により第14条第1項第5号に掲げる事項の変更の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等の期間が満了する日から起算して6月を超えて申請をすることができない。

5 第10条第2項及び第3項、第17条並びに第18条の規定は、第1項の許可について準用する。

6 第3項の規定による届出を行った者は、当該変更の内容を、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

土地の埋立て等の許可を受けた事業主が許可の内容を変更する場合は、変更の許可の内容が第16条の許可の基準に適合しているかどうか再審査を行う必要があることから、本条の規定を設けたものである。従って、第3項に定めるような軽微な変更については、許可ではなく届出とした。

事業区域面積の拡大については、自然災害等による復旧工事を行う際に事業区域以外の土地の必要性が生じたときなど、災害その他事業主又は事業施工者の責によらない理由がある場合に限ることとした。この規定により、基本的には事業区域の面積変更は認めない。

第4項の事業期間の延長の規定は、6月以内とした。

第6項の土地所有者等への通知の規定は、第38条で土地所有者へ義務を課しており、第39条で土地所有者に対する措置命令等の規定があるため、義務付けた。

(譲受け)

第27条 許可事業主から当該許可に係る土地の埋立て等の事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 第15条第2項の規定は、第1項の譲受けの許可について、第16条の規定は、同項の譲受けの許可の基準について準用する。

4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、前項の規定により準用する第

16条の基準に適合していると認めて許可をするときは許可書を当該申請した者に交付し、許可をしないときはその旨及びその理由を当該申請した者に通知するものとする。

5 第1項の許可を受けて土地の埋立て等の事業を譲り受けた者は、当該事業に係る譲受け前の許可事業主のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

土地の埋立て等の許可を受けた者が第三者に当該許可に基づく地位を譲り渡す特定承継について、譲り受ける者に市長の許可申請を義務付けたものである。

譲受けの許可申請は、次の書面の添付が必要である。

- (1) 事業区域の位置を示す図面及び事業区域の求積図
- (2) 法人の登記事項証明書（譲受け予定者及び事業施工者が個人であるときは、住民票の写し）及び印鑑登録証明書
- (3) 土地所有者等の土地の埋立て等土地使用同意書（土地所有者等が国又は地方公共団体であるときは、その管理者の同意を得たことを証する書類）
- (4) 土地所有者等の印鑑登録証明書（土地所有者等が国又は地方公共団体である場合を除く。）
- (5) 規則第8条第1項第2号に規定する区域を含むときは、その区域等を指定する法令等の規定による許可、認可等を受け、又は届出等を行ったことを証する書類
- (6) 森林法第10条の2第1項若しくは農地法第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可書の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を行った旨を証する書類の写し
- (7) 土砂等搬出入車両一覧届出書
- (8) 譲受け予定者と事業施工者との土地の埋立て等の事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し（譲受け予定者自ら土地の埋立て等を行う場合を除く。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（相続等）

第28条 許可事業主について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等の事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る土地の埋立て等の事業の全部を承継した法人は、当該許可事業主のこの条例の規定に基づく地位を承継するものとする。

2 前項の規定により許可事業主の地位を承継した者は、その権原を取得した日から起算して15日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

相続又は会社の合併等の一般承継の場合、民法第896条又は商法第103条の規定により被相続人又は合併前の会社が有していた一切の権利義務は、相続人又は合併後の会社が承継することとされている。

(許可の取消し等)

第29条 市長は、許可事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、第9条第1項、第26条第1項又は第27条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 土地の埋立て等の許可を受けた日から起算して6月を経過した日までに当該土地の埋立て等に着手していないとき。
- (3) 土地の埋立て等の許可に係る土地の埋立て等に着手した日後1年以上当該土地の埋立て等を行っていないとき。
- (4) 第17条第1項(第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 第26条第1項又は第27条第1項の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可の取消しに係る土地の埋立て等について、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

本条は、不正な手段により許可を得た場合や許可条件に違反したり、許可を受けずに変更をした場合など、許可を取り消すことができる要件を規定したものである。

なお、許可の取消しは、許可を受けた者に対する不利益処分に該当するため、その理由を明確にし、弁明の機会を設ける。

(着手の届出)

第30条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

条例に基づく許可後、土地の埋立て等の実施状況を把握しておく必要があるため、着手するときは、あらかじめ(その前日までに)、届け出ることを義務付けたものである。

(定期的な報告)

第31条 許可事業主は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る土地の埋立て等の施工状況について市長に報告しなければならない。

本条は、当該土地の埋立て等の行為の進捗状況を的確に把握しておく必要があるため、許可事業主に施工状況を定期的に報告させることとしたものである。

土地の埋立て等に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から7日以内に、「土地の埋立て等施工状況報告書」に「報告に係る期間の最後の日前7日以内に撮影した事業区域の写真」を添付して提出することを義務付けた。

(廃止の届出等)

第32条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止したときは、廃止した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該許可に係る土地の埋立て等について、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

本条は、許可事業主が当該土地の埋立て等を廃止した場合は、その事実を確認するため、届出をさせることを規定したものである。

第2項は、事業の廃止に伴い、災害発生や土壌汚染が生じるおそれがあると認められる場合があるため、第29条の許可の取消しと同様に必要な措置を講ずるよう命令できることとした。

(完了の届出等)

第33条 許可事業主は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第13条の同意をした土地の所有者、占有者及び管理者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該土地の埋立て等が許可の内容に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

3 市長は、前項の規定による検査の結果、いっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のための措置を講ずる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

本条は、事業完了の届出及び完了検査について規定したものである。

第3項は、検査の結果、災害発生防止や土壌汚染防止のための措置を講ずる必要がある場合、許可事業主に命令できることとした。

第4章 雑則

(監督処分)

第34条 市長は、許可事業主が行った土地の埋立て等が当該許可の内容に適合していないと認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、当該土地の埋立て等の全部若しくは一部を停止し、又は期限を定めて、当該許可の内容に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対し、当該許

可を取り消し、又は当該土地の埋立て等の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難であるときにこれに代わるべき必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない許可事業主又は事業施工者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

土地の埋立て等の許可の内容に適合していない場合に、許可事業主又は事業施工者に対する市長がとるべき措置について定めたものである。

(報告の徴収)

- 第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業主若しくは事業施工者又は第13条の同意をした土地の所有者に対し、土地の埋立て等に関し必要と認める事項について報告を求めることができる。

条例を適正に執行するためには、事実の確認や情報等の収集を行い、行為の内容を十分に把握しておく必要があることから、許可事業主若しくは事業施工者又は土地の埋立て等の同意をした土地の所有者に対して、報告や資料の提出を求めることができることとしたものである。

報告等の徴収義務は、受ける側からすれば権利や自由の制限につながることから、その根拠を示すために本条を規定したものである。

(立入検査)

- 第36条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業区域、現場事務所その他土地の埋立て等に係る業務を行う場所に立ち入り、当該区域又は土地の埋立て等の施工その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本条は、前条と同様に条例を適正に執行するために、立入調査ができる根拠を規定したものである。

立入調査については、財産権やプライバシー等の権利等を侵害しないよう、権限の行使に当たっては前条以上に特に慎重な配慮が求められる。そのため、立入調査が「この条例の施行に必要な限度において」「職員」により行われることを明確にするため、身分証明書の携帯を義務付け、関係者の請求があったときは提示しなければならないこととした。

第3項の規定は、立入調査の権限が行政監督上のものであって、憲法第35条に規定する犯罪捜査のためのものではないことを確認するためのものである。

(命令)

第37条 市長は、第9条第1項又は第26条第1項前段の規定に違反して土地の埋立て等を行った事業主又は事業施工者に対し、当該行為その他の行為の停止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除去その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

この条例の実効性を確保するため、条例に基づく許可（変更許可を含む。）を受けずに土地の埋立て等を行った場合は、停止命令等の処分ができることとしたものである。

このような違反があった場合には、土地の埋立て等の行為の停止を命じて違反行為の継続や違反行為の拡大を防止するとともに、早期に土砂等の除去等の必要な措置を命じて違反状態を是正させるものである。

（土地所有者の義務）

第38条 第13条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土地の埋立て等によるいっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生防止又は土壌の汚染防止のため、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工状況を把握しなければならない。

2 第13条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土地の埋立て等によりいっ水若しくは土砂等の崩落、飛散、流出等による災害が発生し、若しくは土壌の汚染が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し当該土地の埋立て等を停止し、安全のための必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その旨を市長その他関係機関に通報しなければならない。

土地の所有者は、土地の埋立て等の施工期間中は、許可事業主又は事業施工者と同様に災害の発生及び土壌の汚染を防止するため、定期的に事業の施工状況を把握しなければならず、関係機関に通報しなければならないとするものである。

（土地所有者に対する措置命令等）

第39条 市長は、許可事業主が行った土地の埋立て等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、第13条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の許可に係る事業に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第13条の同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による勧告に従わない土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

4 市長は、第2項の規定による勧告に従わない土地の所有者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等に使用された土砂等によるいっ水又は土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

本条は、土地の所有者に対する勧告、措置命令を規定したものである。

市長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、土地の所有者に対し、期限を定めて土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は命令することができる。

また、市長は、災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、土地の所有者に対し、期限を定めて災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は命令することができるとしたものである。

(公表)

第40条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第9条第1項、第26条第1項前段又は第27条第1項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者

(2) 第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は前条第3項若しくは第4項の規定による命令に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表される者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

本条は、近隣住民や他の事業者等に違反行為等の情報を提供することにより、無許可の土地の埋立て等の行為や措置命令違反等を防止し、土砂等の適正処理を促進させるために規定を設けたものである。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項を包括的に規則に委任するものである。

第5章 罰則

(罰則)

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項、第26条第1項前段又は第27条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第19条の規定に違反した者

(3) 第37条の規定による命令に違反した者

この条例の実効性を担保するため、各条の規定に違反した者に対して罰則を規定したものである。

これは、規制・制限の強化が求められている中で罰則の強化を図るもので、個別法が無い現状を踏まえて、地方自治法第14条第3項に規定される罰則規定の上限で設定した。

第43条 第29条第2項、第32条第2項、第33条第3項、第34条第3項若しくは第4項又は第39条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第43条は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」を規定したものである。
土地の所有者は、許可事業主や事業施工者と同等に重い責務があるとしている。

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
(1) 第21条、第22条、第31条又は第35条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
(2) 第23条第1項の規定に違反して標識を設置しなかった者
(3) 第36条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第44条は、「50万円以下の罰金」を規定したものである。

第45条 第20条、第26条第3項、第28条第2項、第30条、第32条第1項又は第33条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第45条は、「30万円以下の罰金」を規定したものであり、いずれも届出の義務違反である。

(両罰規定)

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第42条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

違反者だけではなく違反者と一定の関係にある法人等に対しても罰則を科す両罰規定を第46条で規定する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

(つくばみらい市環境保全条例の一部改正)

2 つくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制（第13条—第26条）」を「第1節 削除」に改める。

第2章第1節を次のように改める。

第1節 削除

第13条から第26条まで 削除

第120条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第121条第1項を削り、同条第2項を第1項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、同条第6項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

第122条中「、第23条、第24条、第25条第2項」を削る。

第123条中「、第25条第2項」及び「第23条若しくは」を削る。

第125条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第35条又は第36条の規定による命令に違反した者」に改め、同条各号を削る。

第126条第1号を削り、同条第2号中「第25条第1項又は」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第127条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(つくばみらい市環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前のつくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号。以下「改正前の条例」という。）第16条第1項の許可を受けている者は、第9条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して1月間は、なお従前の例により事業を施工することができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第21条、第23条、第24条第2項又は第25条第2項の規定により発せられている命令は、なお効力を有する。

5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例により施工することができることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

6 事前協議その他許可の申請の手續に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則は、条例の施行期日、経過措置、施行前の準備を定めるものである。

